

総務文教常任委員会資料

令和4年11月14日

市民協働部 保険医療課

目 次

国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金等の 返還について	・ ・ ・ ・ ・ P 1
------------------------------------	---------------

国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金等の返還について

加東市では、病気の早期発見、早期治療のため、まちぐるみ健診や個別健診、人間ドック受診費用の一部助成を行っており、その費用の一部が、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金等の補助対象となっています。

今年度、会計検査院が他市町で行った国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定等に対する会計検査での指摘に対し、厚生労働省が補助対象の運用基準を新たに明確に（追加）したことから、本市においても国庫負担金等の返還が必要となりましたので報告します。

1. 国庫負担金の補助対象の運用基準（抜粋）

＜従来より交付要綱及びQ&A集において示されていた理由（厚生労働省）＞

- ①人間ドックにより検査を実施した場合に、特定健康診査のみに要した費用が不明確な時は、特定健康診査を実施した場合であっても補助対象としない。
- ②人間ドックにおける検査費用のうち、特定健康診査に要した費用を、実施機関との契約書・請求書等により明確に分ける必要がある。

＜会計検査院の指摘によりこの度新たに示された理由＞

- ③「実施機関との契約書・請求書等により明確に分ける必要がある」とは、「人間ドックにおいて、特定健康診査に相当する検査を受けたことを証明する契約書・請求書・領収書等において明確になっていること」を求めており、人間ドックを委託している医療機関と別途特定健康診査の委託契約を締結していて、当該契約書で特定健康診査に要する費用が分かっているにもかかわらず、人間ドックの契約書等で明確になっていなければ国庫負担金の補助対象とはできない。また、積算書やメモなど市町村が作成した資料は代替とはならない。

2. 人間ドックの特定健康診査・保健指導国庫負担金等の算定について

加東市では、平成29年度から加東市国民健康保険被保険者を対象に人間ドック助成事業を実施し、人間ドック受診費用の一部を助成しており、加東市民病院の人間ドック受診者に対する当該費用を国庫負担金等の補助対象として申請を行っていました。

これは、加東市民病院とは特定健康診査（個別健診）の委託契約をしており、その費用の内訳書にて、人間ドックの受診費用のうち補助対象となる特定健康診査に要した費用分を明確に分けることにより、国庫負担金等の補助申請を行っていました。また、この申請事務については、当初から①、②の要件を満たしており、兵庫県国保医療課に確認の上行ってきました。

しかし、この度兵庫県国保医療課から、会計検査院から新たに示された上記③の理由については、過年度においても同様の要件を満たすことが必要である旨が示されたため、国庫負担金等を返還するものです。

3. 返還額

加東市は平成29年度から人間ドック助成分を国庫負担金等の補助対象としており、今回の返還額は以下のとおりです。

なお、この補助事業の国費と県費の負担割合は、それぞれ1/3であるため、返還額は国庫負担金と県支出金の合計額になります。

年 度	金 額
平成29年度	168,000円
平成30年度	244,000円
令和元年度	302,000円
令和2年度	296,000円
合 計	1,010,000円

4. 国・県への報告等について

令和3年度分については兵庫県国保医療課との協議により、本年度に行った実績報告（6月）において、人間ドック分を国庫負担金等の補助対象から除いて報告したため、返還金は生じません。

平成29年度から令和2年度までの国庫負担金等については、兵庫県国保医療課と協議を続けておりましたが、10月末に過年度まで遡り国庫負担金等の補助対象要件を確認し、新たに示された要件を満たしていない場合も自主返還の対象となる旨の通知を受け、実績報告書を修正し、提出いたしました。

5. 今後の予定について

国庫負担金等の返還については、令和5年2月以降に兵庫県から返還依頼がある予定のため、12月議会に補正予算を計上します。

令和4年度以降は、人間ドック受診費用助成金請求書の様式に特定健康診査に相当する費用を明記し、国庫負担金等の補助対象となるように対応しております。